

# 第5章 景観づくりの進め方

## 1 今後の景観づくりの進め方

・ 今後は、本計画に基づいて道路や公園など景観に配慮した公共施設整備を推進するとともに、景観形成に関する個別具体的な整備計画の策定・実施、景観に対する市民意識の底上げや各施策・事業などを担保する自主制度の創設、地域住民や事業者等の主体的な取り組みによる個別の地域ごとの特色ある景観づくりを推進します。

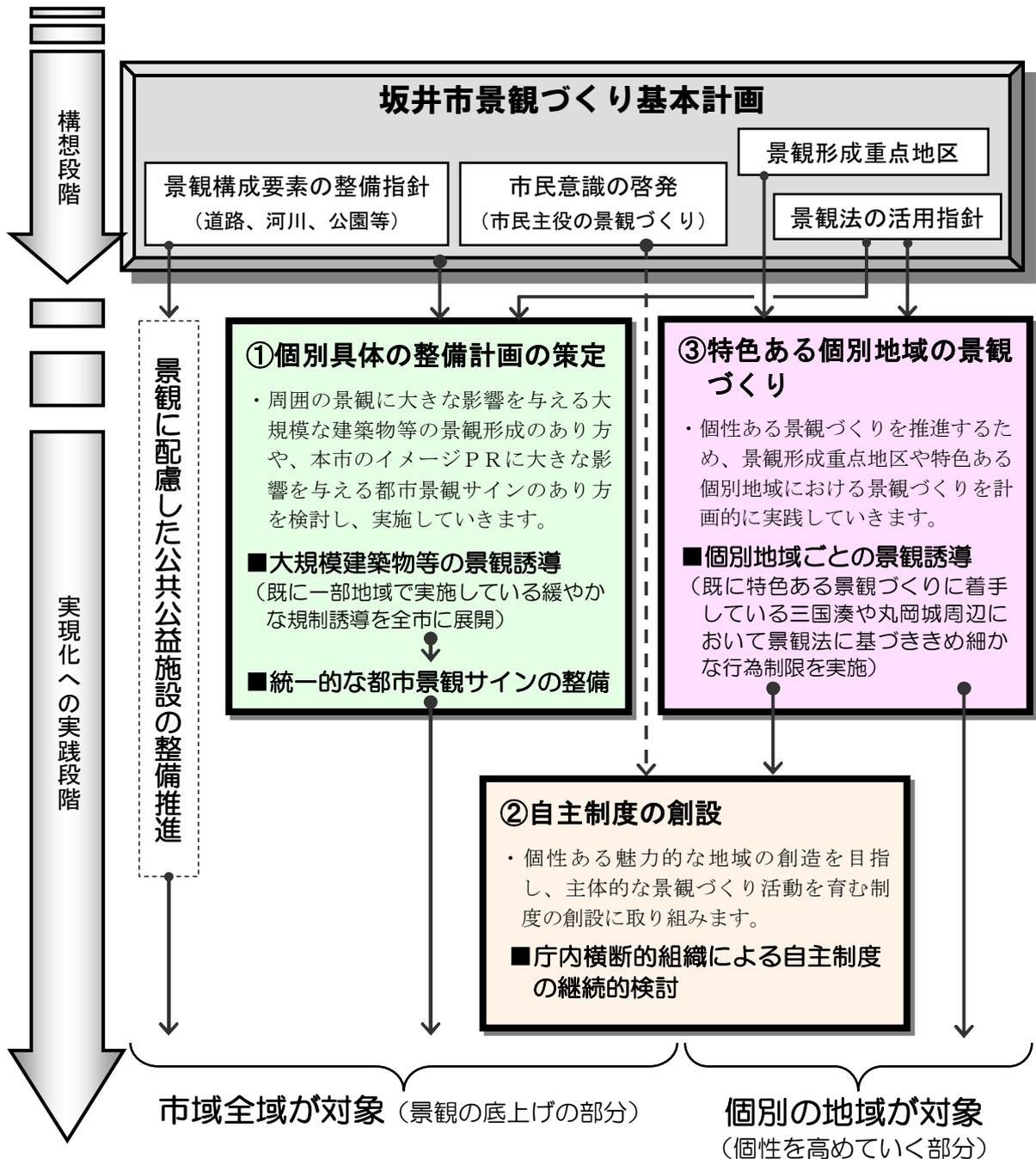


図 今後の景観づくりの進め方イメージ

### ①本計画に基づく個別具体の整備計画の策定・実施

・本計画を実現するため、必要となる個別具体の整備計画を策定し、実践します。

#### ●都市景観サイン整備計画

・観光客等を坂井市内各地の観光地や施設へとスムーズに誘導し、坂井市の印象を高める分かりやすく美しい都市景観サインの整備に取り組みます。

#### ●大規模建築物等の行為制限

・周辺の景観に影響を与える大規模な建築物などは、色や形、大きさ、高さなどの景観法に基づく景観形成基準を設定し、周囲の景観と調和した景観誘導に取り組みます。



#### ●景観に配慮した公共 公益施設の整備推進

・本計画に定める景観構成要素の整備指針に基づいて、景観に配慮したあたたかみのある公共施設整備に取り組みます。

### ③特色ある個別地域の景観づくり

・景観形成重点地区など今後の都市づくりにおいて重要となる個別の地域を対象として、地域住民が主体となって建築物の形態・意匠等に関する基準を定め、特色あるきめ細かな景観づくりを実践します。

・まず、既に特色ある景観づくりに着手している三国湊や丸岡城周辺を「湊町地区特定景観計画区域」「城周辺地区特定景観計画区域」として景観法に基づく行為制限へと移行します。

### ②自主制度の創設

・美しいふるさとを実現する上で基本となる市民主役の景観づくりに向けて、景観に対する市民意識を底上げする顕彰制度の充実、積極的・主体的に身近な景観づくりに取り組む地域を支援する制度の創設などに取り組みます。

## (1) 景観法活用の基本方針

- ・平成16年12月に施行された景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づく各種施策の展開を積極的に進めるため、本市は、平成19年12月に景観行政団体となりました。
- ・今後は、景観に関する市民意識の啓発を図るとともに、本計画に基づき、景観法を積極的に活用した景観づくりを推進していきます。
- ・全市を対象に、景観への関心を高め、本市の景観水準の底上げを図るため、比較的緩やかな行為の制限を検討します。
- ・景観形成重点地区や、地域住民による身近な景観づくり活動が活発である地区などを中心に、良好な景観の形成のための行為の制限を検討し、個性的な景観の形成を図ります。

表 景観法活用の基本方針（その1）

景観計画に定める項目	基本的な考え方
●景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域を対象として指定します。</li> <li>・本計画による景観形成重点地区については、各重点地区における景観形成に対する地域住民等の理解度、景観形成活動の取り組み状況等に応じ、個別のエリア指定を検討します。</li> <li>・主体的な景観づくりを推進する個別地域について、順次エリア指定に取り組みます。</li> </ul>
●良好な景観の形成に関する方針 ・景観計画区域ごとの景観像 ・その他明示すべき基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域の景観計画区域においては、本計画に定める基本理念や基本目標に即して定めます。</li> <li>・個別のエリアとして指定する区域においては、本計画のエリア別景観形成方針、景観形成重点地区の景観形成方針等に即して定めます。</li> </ul>
●良好な景観の形成のための行為の制限 ・届出対象行為 ・景観形成基準 ・条例による付加、適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域の景観計画区域においては、周囲の景観に影響を与える大規模建築物等を対象とした行為制限を定めます。</li> <li>・個別のエリアとして指定する区域においては、個別エリアごとに届出対象行為、及び景観形成基準を定めます。</li> </ul>
●景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針 ・指定の基準 ・建築基準法の適用除外・緩和 ・樹木の管理の方法・基準 ・相続税の適正評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民とともに、誇りと愛着の拠りどころとなる良好な景観の建造物、樹木の掘り起こしに継続的に取り組みます。</li> <li>・本市におけるこれまでの取り組み等を参考に、指定の対象となる建造物、樹木の基準を定めます。</li> <li>・登録文化財など他法令の活用状況、指定の必要性、妥当性を評価し、所有者の意向や管理能力の有無などを踏まえたうえで、必要に応じて指定します。</li> </ul>

表 景観法活用の基本方針（その2）

<b>景観計画に定める項目</b> （●は必須、○は必要に応じて定める）	<b>基本的な考え方</b>
○屋外広告物の表示、設置に関する行為制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の形成に関して、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置が与える影響について、市民の理解促進を図り、位置や規模、色彩、表示面積などに関する本市の景観特性に合わせた基準の制定を検討します。</li> </ul>
○景観重要公共施設の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画を踏まえつつ、国道及び県道、一級河川、漁港・港湾、都市公園等の整備・改善等において周囲の景観と調和した景観整備が図られるよう、公共施設管理者の同意のもと積極的に指定します。</li> </ul>
○景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画を踏まえつつ、特徴的な田園景観を形成する地域を対象として、将来にわたり優れた景観を保全するため、必要に応じて指定します。</li> </ul>

表 景観法活用の基本方針（その3）

<b>その他景観法による制度</b>	<b>基本的な考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観地区                              (必須)建築物の形態・意匠の制限                              (任意)建築物の高さの最高・最低限度                              壁面の位置の制限                              建築物の敷地面積の最低限度                         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のエリアを対象として指定します。</li> <li>・市街地の良好な景観形成を図るために都市計画に定める性格を踏まえ、個別エリアにおける地域住民の主体的な活動が展開されていることを前提条件としつつ、きめ細かなルールや実践活動のもと、固有の景観が形成されている地区、またはその可能性がある地区のみを対象とします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備機構                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動するNPO法人、公益法人</li> <li>・市民の景観の取り組みへの支援</li> <li>・景観重要建造物・樹木の管理(管理協定)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物、景観重要樹木が指定された場合、景観農業振興地域整備計画が策定された場合において、まちづくりを行う公益法人やNPO法人の状況などを踏まえつつ、良好な景観形成を担う主体として、必要に応じて指定します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と公共施設管理者、地域で活動を行う景観形成団体などが協議する場として、積極的な活用を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の全員同意</li> <li>・ソフト施策を含めたきめ細かなルール</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画区域内の一定の区域において、土地所有者等の合意によって締結される景観に関する自主的なルールとして位置づけ、建築協定や緑地協定など同様に、地域の実情を踏まえて活用を促します。</li> </ul>

## (1) 市民にとって使いやすい制度づくり

- ・美しいふるさと景観を実現するためには、景観に配慮した公共施設整備や積極的な緑化推進を図るとともに、『美しいふるさとを子孫に残したい』『身近な環境を良くしたい』『地域に貢献したい』といった想いを動機とした、市民や事業者による身近な景観づくりの取り組みが必要不可欠です。
- ・このため、広く市民の意識啓発を図り、身近な地域における景観づくりを促進・支援する自主制度を整えていきます。

## ●市民に期待されること

- ・地域住民自ら、優れた自然資源や歴史・文化資源を磨き活用したり、花の寄植えやプランターの設置など身近な環境を主体的に整える活動は、地域を活性化させ、明るく、暮らしやすい身近な地域づくりに繋がります。
- ・安全安心で美しく心地良い地域社会を実現するため、地域の特性を再評価したり、住民皆で将来像を語り、共有し、身近な景観づくりに住民総参加で取り組むことなどにより、コミュニティの地域運営力を強化し、誇りと愛着の持てるふるさとづくりを進めましょう。

## ●行政が進めるべきこと

- ・行政は、市民による身近な景観づくりを促進するため、景観づくりに関する情報の受発信、自ら地域の良さを再評価する活動の支援、緑化など身近な景観づくりへの参画機会の充実、優れた景観づくり活動の表彰と他への波及促進、支援体制の整備など、初動期を含めた各段階、熟度に応じて活動を促進・支援する自主制度を整えていきます。
- ・企業には、法令順守はもちろん、地域社会の一員として地域への貢献、社会的責任を果たすことが求められており、景観づくりの面で企業が活躍しやすいように、企業による活用を意識した制度や機会を整えていきます。
- ・庁内横断的な検討組織を設立し、促進・支援制度の検討、取り組み実績を踏まえた制度の見直し、充実に取り組みます。

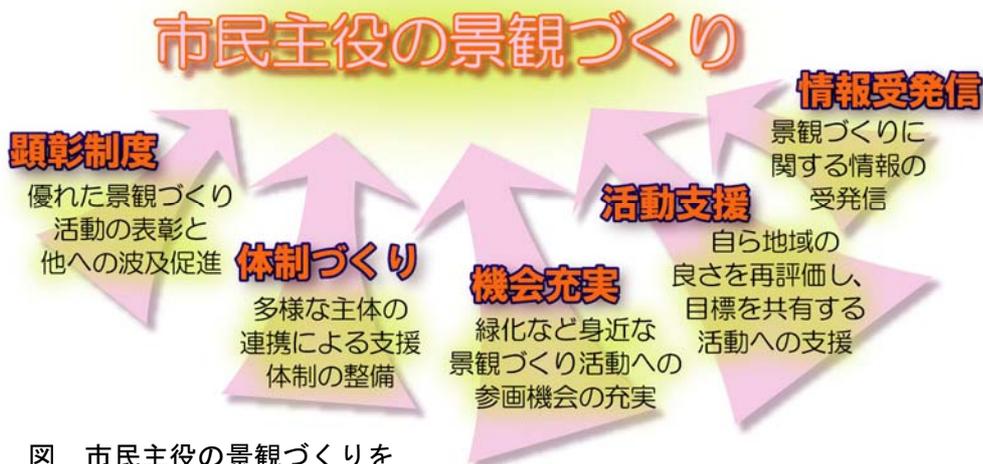


図 市民主役の景観づくりを促す施策の展開

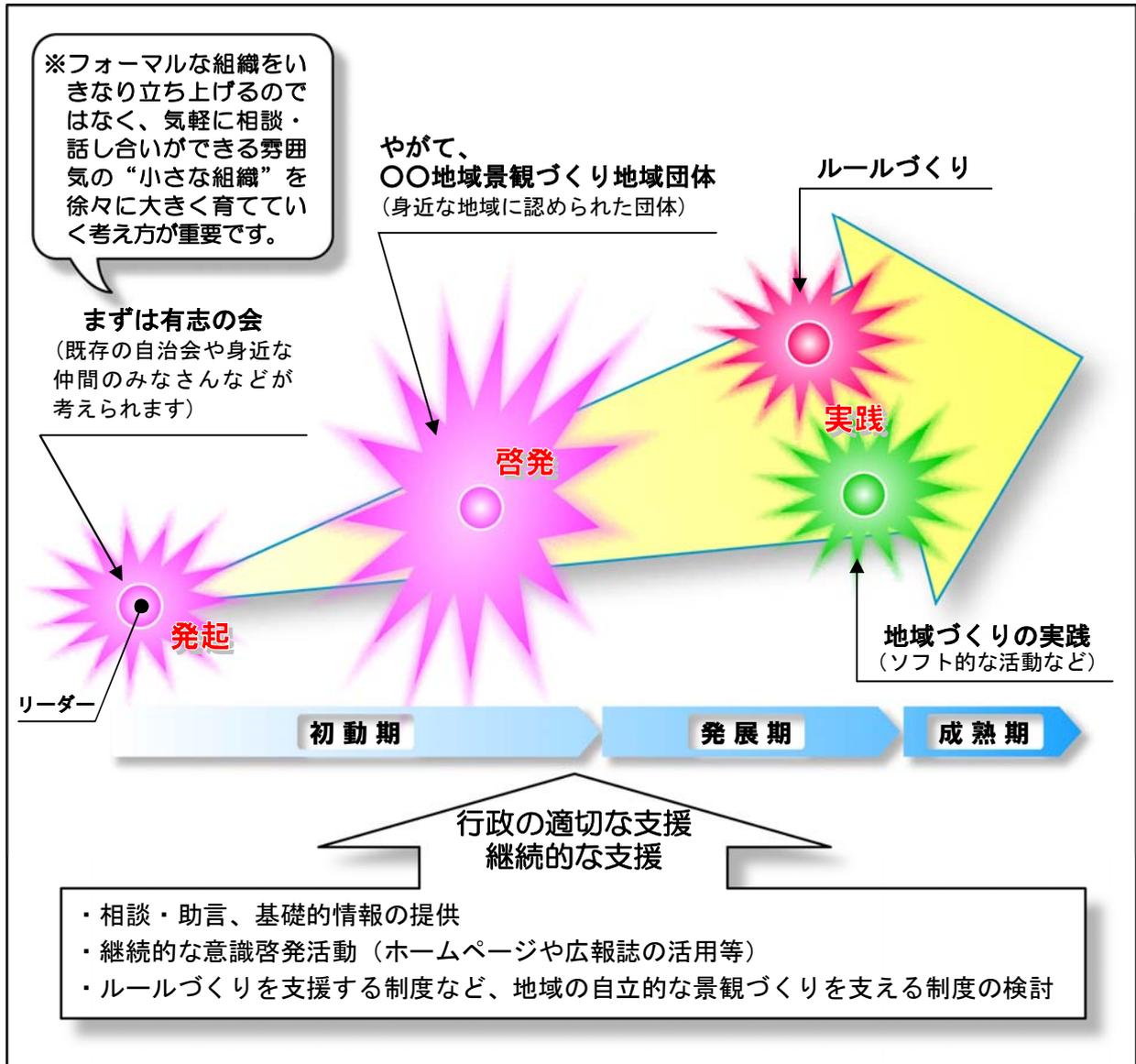
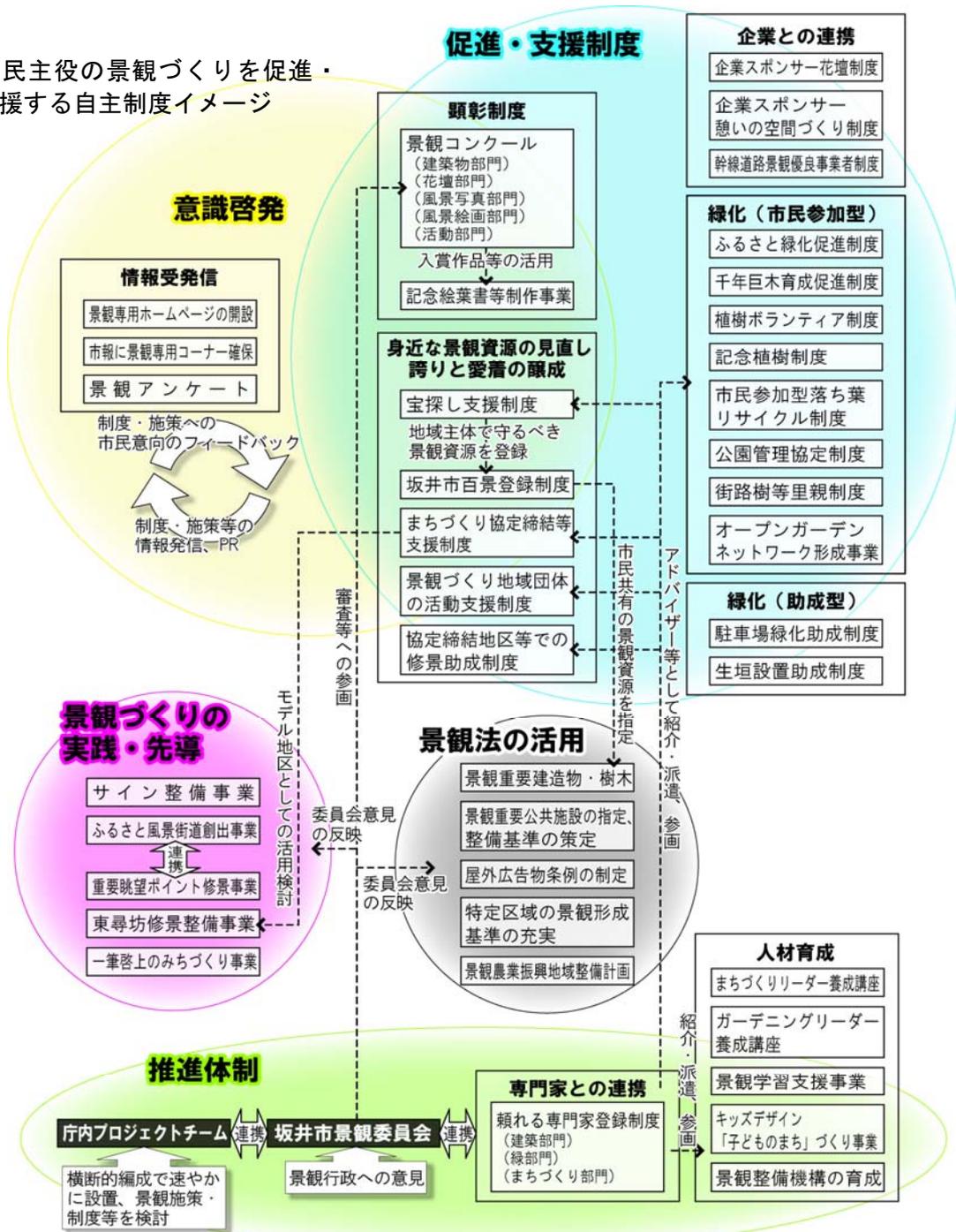


図 市民主役の身近な景観づくりと段階に応じた促進・支援策

## (2) 多様な自主制度の創設検討

- ・美しいふるさと景観づくりは、地域コミュニティの活性化、居住環境の改善、観光交流の促進、自然環境の保全や地球環境問題対策など、分野横断的な効果、意義があります。
- ・このため、様々な景観づくり活動を幅広く促進・支援するため、景観行政に関連する部署からなる庁内横断的なプロジェクトチームを組織し、既存制度の評価・見直し等を含め、制度・施策の具体的な検討、調整を確実に進めます。
- ・市民にとって使いやすく、景観づくりの成果が実感でき、景観づくり活動への参画意欲を高める制度・施策を総合的にタイミング良く実施し、効果を高めます。
- ・ここでは、次の展開への橋渡しとして、今後の自主制度の具体的な検討に際してベースとなる施策例をたたき台として明示します。

図 市民主役の景観づくりを促進・支援する自主制度イメージ



### (3) 自主制度の実現スケジュール（たたき台）

※ここに示す自主制度・事業の内容、実現スケジュールは、今後の自主制度の具体的検討に際してベースとなる一つのたたき台であり、速やかに市内プロジェクトチームを設置し、**景観を守り、育む市民の意識醸成**に効果のある施策、市民主役の景観づくり活動の**初動期～発展期～成熟期それぞれに応じた促進・支援施策**の検討を継続的に重ねていきます。

太字は既存若しくは類似施策があるもの  
黄色い網掛けは策定委員会又はパブリック・コメントにおいて意見があった施策

#### 情報受発信

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
景観専用ホームページの開設	⇒景観形成に関する様々な情報を発信するホームページを開設。市内の市民団体、地域団体等の活動内容、情報の受発信。	専用HPの開設	掲載情報の更新、充実	
市報に景観専用コーナーを確保	⇒市報に景観専用のミニコーナーを確保し、毎号、継続的に景観に関する情報を発信する。			
景観アンケート	⇒市民へのアンケートを通じて、守るべき景観資源の掘り起こし、改善すべき景観要素の洗い出し、市民の意識啓発に取り組む。	設問、実施方法の検討	定期的実施による市民意向、景観に対する評価を観測	

#### 身近な景観資源の見直し、誇りと愛着の醸成

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
宝探し支援制度	⇒自治会単位での宝探し、宝みがき活動を支援。標準的なプログラムをガイドブックとして提示。まちあるきやワークショップの運営を職員がサポート。丸岡城周辺では、天守閣への眺望点を点検する視点を盛り込むなどの助言を行う。	モデル地区で試行	公募型で全市に展開	
坂井市百景登録制度	⇒宝探しで掘り起こした景観資源等を、地域住民が守り、磨くことを宣言し、坂井市百景として登録する制度。建造物、樹木、せせらぎ等の有形物のほか、年中行事等のふるさと感じさせる無形の資源も対象とする。このうち、景観重要建造物、景観重要樹木に該当するものを指定し、看板等を設置。また、百景を紹介する市民向け地図の製作・配布等を行う。		宝探し支援制度の創設と連携	
まちづくり協定締結等支援制度	⇒自治会単位での住民間の景観づくり協定の締結を目指した話し合い、合意形成の取り組みへの支援。まちづくりコーディネーターの派遣、活動費用等の助成。 (期限切れとなる建築協定地区等での景観協定、景観づくり協定、地区計画への移行を目的とした将来像の共有化。自治コミュニティの再組織化や商店街組織等の活性化にも活用可能)	モデル地区で試行	公募型で全市に展開	※農地・水・環境保全向上対策との連携や、協定締結にこだわらず将来像の共有、緩やかなルール（申し合わせ）づくりを目的とするなど、柔軟で使いやすい制度を検討

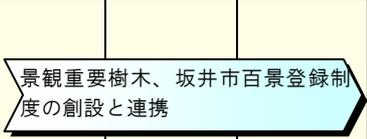
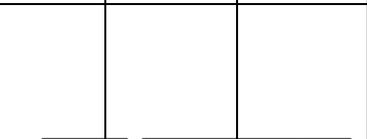
制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
景観づくり地域団体の活動支援制度	⇒景観づくり地域団体として認定された団体による良好な景観づくり活動への技術的支援、費用の一部助成を行う。	景観づくり地域団体の育成		
協定締結地区等での修景助成制度	⇒協定を締結するなど特色ある景観づくりに取り組む地区における建築物の修景等に対して費用の一部を助成する。	湊町、城周辺地区において制度を適用済み。他地区への波及を図る。		

## 顕彰制度

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
景観コンクール（建築物部門）	⇒他の模範となる優れた景観を形成している建築物の所有者、設計者を顕彰する。表彰式は他部門と合わせて多くの市民の目に触れる機会に実施し、受賞者の励みと一般への波及を図る。			
景観コンクール（花壇部門）	⇒既に取り組まれている花壇コンクールを景観コンクールの一部門として位置付ける。表彰式は他部門と合わせて多くの市民の目に触れる機会に実施し、受賞者の励みと一般への波及を図る。	引き続き教育委員会所管事業として継続、充実を図る		
景観コンクール（風景写真部門）	⇒市内の風景を被写体とした風景写真のコンクールを実施し、これまで意識されなかった視対象、視点場の発掘が期待される。近年のデジカメの普及により、気軽に参画可能。表彰式は他部門と合わせて多くの市民の目に触れる機会に実施し、受賞者の励みと一般への波及を図る。	観光課所管の類似事業があり、課題整理、充実を図る		
景観コンクール（風景絵画部門）	⇒教育委員会と連携し、単に絵を描かせるだけでなく、「美しい風景を目にしてどう感じたか」「好きな風景、将来に残したい風景とはどのような風景か」など、児童が景観について考えるように指導する。表彰式は他部門と合わせて多くの市民の目に触れる機会に実施し、受賞者の励みと一般への波及を図る。	みくに龍翔館実施の類似事業があり、役割分担、連携、充実方策を検討		
景観コンクール（活動部門）	⇒良好な景観の形成に寄与したと認められる市民、企業、団体等の功績を称え、顕彰する。			
記念絵葉書等制作事業	⇒コンクールの入選作品を用いた記念絵葉書、記念切手、記念カレンダーを制作し、「ふるさと坂井」への誇りと愛着を醸成する。			

太字は既存若しくは類似施策があるもの  
 黄色い網掛けは策定委員会又はパブリック・コメントにおいて意見があった施策

## 緑化（市民参加型）

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
ふるさと緑化促進制度	⇒河川の堤防や田んぼの畦の緑化活動への支援	 ※農地・水・環境保全向上対策事業との連携・調整が必要		
千年巨木育成促進制度	⇒景観重要樹木等の地域の景観形成の観点から重要な樹木の適切な管理を支援する制度。管理ノウハウの提供、アドバイザーの紹介や地元住民による管理計画書作成・実施制度を設けるなど。	 景観重要樹木、坂井市百景登録制度の創設と連携		
植樹ボランティア制度	⇒施設公園や国定公園等に植樹する際に、広く市民からボランティアを募集し、市民の力で緑を増やす。			
街路樹等里親制度	⇒街路や公園に植える樹木の苗木を、希望する市民に配布し、育てていただく制度。自ら育てた苗木を街路樹や公園の樹木とすることで、これらの愛護や景観形成への理解促進、参画意識の育成につながる。			
記念植樹制度	⇒自宅の庭に植樹するスペースがない家庭等が個人的な記念に植樹できるスペースを公園等の公共空地に確保。樹種は場所に応じて指定されたものから選択。苗木等の初期費用は自己負担。			
公園管理協定制	⇒自治会や団体が公園の美化活動の内容（回数、時期、方法等）について市と協定を締結。市は必要な用具類を準備、自治会や団体が花や緑、紅葉を楽しむイベント開催等を目的とした公園占用を許可。	 実績を踏まえた課題整理 地域がより前向きに取り組める制度に改良 ※河川空間の維持管理に適用することも考えられる		
市民参加型落ち葉リサイクル制度	⇒市内の街路樹、市内の街路樹、公園の樹木等の落ち葉を回収、プールして腐葉土をつくり、配布、ガーデニング等に活用。NPO等と連携して、一般市民の参画で落ち葉の回収、腐葉土づくり、配布、ガーデニング講座等を実施する。市は費用の助成、腐葉土づくりの敷地提供等を行う。	 実行組織の育成		
オープンガーデンネットワークの形成事業	⇒美しく緑化した自邸の庭を一般公開していただけるオープンガーデンのネットワークをつくり、情報交換や仲間づくり、ネットワーク総体での魅力向上を図る。	 ※ガーデニングリーダー養成講座と連携		

## 緑化（助成型）

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
生垣設置助成制度	⇒一定要件（例えば、景観計画区域内、又は3以上の敷地に跨る、など）を満たし、地域の良好な景観形成に寄与する生垣の設置費用の一部を助成する制度。			
駐車場緑化助成制度	⇒一定規要件（例えば、景観計画区域内、又は大規模、など）を満たす駐車場に樹木を植える場合や芝生化する場合に、費用の一部を助成する制度。	 ※温暖化対策事業として、環境保全担当部局との調整が必要		

## 企業との連携

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
企業スポンサー花壇制度	⇒市民等の目に触れる場所の花壇の維持管理費用を協賛企業が負担し、協賛企業をPRするためのサインを行政が設置する。			
企業スポンサー憩いの空間づくり制度	⇒公園等に設置するベンチや遊具の費用の一部を協賛企業が負担し、協賛企業をPRするためのサインを行政が設置する。			
幹線道路景観優良事業者制度	⇒①昇り旗などを取る、②周囲を緑化する・高木などを植樹する、③建物や看板の色を抑える、④セットバック（壁面線の後退）など、良好な沿道景観の形成に関する協定を企業と行政が締結する。			

太字は既存若しくは類似施策があるもの  
 黄色い網掛けは策定委員会又はパブリック・コメントにおいて意見があった施策

## 人材育成

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
まちづくりリーダー養成講座	⇒市民主役のまちづくりの意義の理解、合意形成手法等の体得プログラムの実施、又は他の団体が実施するプログラムへの参加費用の助成。			
景観学習支援事業	⇒小・中学校の総合学習の中で、景観をテーマとした取り組みを行う場合に、講師役やプログラムへのアドバイザーとして専門家を派遣する。			
ガーデニングリーダー養成講座	⇒緑化の専門家と連携し、ガーデニングノウハウを体得するプログラムを実施し、身近な生活空間の緑化促進を牽引するリーダーを養成。			
キッズデザイン「子どものまち」づくり事業	⇒安心して子育てができる、子育てにやさしいまちの実現を目指し、親子や地域住民などが中心となって、実際にまちを歩き、点検し、改善策の検討を行う。 ※福井県子ども家庭課が実施するモデル事業。まちづくり教育の観点から、児童福祉部局と連携して市内でのモデル地区を選定し、県と共同で実施することが望ましい			

## 専門家との連携

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
頼れる専門家登録制度（建築部門）	⇒特定区域の景観計画区域等で、施主の意向を踏まえつつ周辺の街なみとの調和を実現できる設計者の登録制度。 優れた専門家の登用促進に向けて、制度のPR、普及を図る。			
頼れる専門家登録制度（緑部門）	⇒ガーデニング講座の講師など、ガーデニングリーダーの育成や花と緑のまちづくりの牽引役の登録制度。 優れた専門家の登用促進に向けて、制度のPR、普及を図る。			
頼れる専門家登録制度（まちづくり部門）	⇒地域住民が主体的なまちづくりを進める上で、アドバイザー役を担うまちづくり専門家の登録制度。 優れた専門家の登用促進に向けて、制度のPR、普及を図る。			

## 景観法

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
景観重要建造物、景観重要樹木	⇒「坂井市百景登録制度」に登録された建造物、樹木のうち、特に良好な景観を形成する上で重要なものの保全に向けて、選定の基準を定める。	選定基準の制定	百景登録制度と連携して運用	
景観重要公共施設の指定、整備基準の策定	⇒良好な景観形成を先導すべき公共施設を具体的に指定するとともに、施設ごとに景観形成基準を定める。	基準の制定	関係機関と連携して運用	
特定区域の景観形成基準の充実	⇒湊町地区、城周辺地区における景観形成基準の詳細化、厳格化に向けて、地区住民等の合意形成を図る。	課題抽出 意識啓発	基準の詳細化、厳格化	
景観整備機構の育成	⇒景観重要建造物、景観重要樹木の管理や、市民等の主体的な景観形成の取り組みを支援する景観整備機構の設立促進。	意識啓発	人材発掘・育成、 組織化促進	
景観農業振興地域整備計画	⇒特徴的な田園景観の保全に向けた景観農業振興地域整備計画の策定を検討。			
屋外広告物条例の制定	⇒坂井市独自の屋外広告物条例の制定。良好な景観形成に向けて現在水準よりも高いレベルを目指すためには、広く市民を巻き込んだ意識啓発活動を積み重ね、丁寧に合意形成を図ることが重要。	意識啓発 合意形成	条例の制定、運用	

太字は既存若しくは類似施策があるもの  
 黄色い網掛けは策定委員会又はパブリック・コメントにおいて意見があった施策

## その他の事業

制度・事業 名称	制度・事業の概要	実現スケジュール		
		ステップ1 (1～3年以内)	ステップ2 (4～6年以内)	ステップ3 (中長期)
ふるさと風景 街道創出事業	⇒観光客等が多く通過する路線をふるさと風景街道として指定し、市民と協働で坂井市のイメージを高める風景づくりや写真撮影ポイントでの駐車場の整備等を進める。	路線の指定	市民と協働で個性的な景観を創出	
サイン整備事業	⇒坂井市への玄関口を分かりやすく示すゲートサイン、施設や観光地にスムーズに誘導するサインシステム計画、見やすく、美しい統一的なサインデザインに関するマニュアルの策定、計画的なサインの整備。	マニュアル策定	サイン整備計画に基づく整備	
東尋坊修景整備事業	⇒東尋坊へのアクセス道路である市道雄島13号線のゲートの修景、周辺広告物の整理を行うとともに、土産物販売や飲食店が並ぶ商店街の修景に向け、意識啓発、合意形成に取り組む。	市道部分の修景	商店街の修景等、総合的な魅力向上	
重要眺望ポイント修景事業	⇒丸岡城天守閣への眺望点など、市内の良好な景観眺望点を抽出し、地域住民等とともに、計画的に修景事業を進める。	眺望点の抽出	修景計画策定、協働で事業実施	
一筆啓上のまちづくり事業	⇒観光客等が城下町を散策しながら一筆啓上受賞作品を読み歩くことができるように、散策コースに一定期間展示する。(NPO、商店街等と協働での実施が望ましい) ※文化事業として教育委員会との調整が必要。	事業主体の育成	協働で事業実施	
歴史的環境形成総合支援事業	⇒歴史的資産を核とした魅力あるまちづくり活動の促進に向け、「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致形成建造物の復元・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取り組みを、国と一体となって総合的に支援する。 ※文化事業として教育委員会との調整が必要。	事業主体の育成	歴史的風致維持向上計画の策定	事業実施